

## 2015年度世界法学会研究大会 報告要旨

### 南極海捕鯨判決がもたらしたもののその一年 —IWC 決議と日本の NEWREP-A 提案を中心に—

柴田 明穂 (神戸大学教授)

本報告は、国際司法裁判所 (ICJ) の昨年3月31日の南極海捕鯨判決後1年間の関連実行を同判決に照らして考察することにより、同判決の意義と課題を浮き彫りにする。その第1の分析視角は、国際捕鯨取締条約 (ICRW) の解釈適用を通じて紛争を解決するという ICJ による司法機能の行使と、科学的知見に基づき鯨類保全と持続可能な開発を行うとする ICRW 制度との相互作用である。ICJ は、ICRW 制度内における締約国の協力義務を強調しつつ、科学的な意見対立には関わらないとの姿勢を貫いたが、この視点から、(1) 2014年2月の JARPA-II に関する IWC 専門家パネルによる検討と同年5月の科学委員会 (SC) での議論の意味合い、(2) 2014年9月 IWC 総会で多数決にて採択された特別許可書に関する決議 2014-5 の意味合いを分析する。

第2の分析視角は、判決の性格づけである。ICJ はその出自と適用範囲が不明確な審査基準 (standard of review) に照らして JARPA-II のデザインと実施方法が科学的調査の「目的のため」ではないと判断したが、この視点から、(1) 判決を遵守するとの判決直後の官房長官談話及び4月18日の調査捕鯨を継続するとの農林水産大臣談話の意味合い、(2) 第二次北西太平洋鯨類調査計画 (JARPEN-II) を規模縮小した上で2014年5月から9月にかけて実施したことの意味合い、(3) 2014年11月に日本政府が発表した新南極海鯨類調査計画 (NEWREP-A、2015年末からミンククジラ333頭捕獲して調査する) 案の内容とその意味合いを分析する。

### 国際司法裁判所規程63条訴訟参加と条約解釈 —南極における捕鯨裁判を中心に—

高柴優貴子 (立命館アジア太平洋大学准教授)

南極海における捕鯨事件は、国際司法裁判所 (ICJ) 手続史上非常に珍しい二つの点が組み合わされることを通じ、争訟事件における裁判手続の重要性を改めて印象づける結果となった。一つは、原当事国の書面手続を第一ラウンドで終了した裁判所の決定であり、もう一つは ICJ 規程63条に基づく第三国訴訟参加が認められ、ニュージーランドが訴訟参加した点である。

同事件において ICJ は、日本の特別許可発給に基づく第二期南極海鯨類捕獲調査 (JARPEN-II) について、国際捕鯨取締条約Ⅷ条1項に規定された「科学調査の目的のため」の

部分を「科学調査」と「の目的のため」に分け、12対4で、前者を認める一方、後者の観点からⅧ条に合致しないとした上で、商業捕鯨であるかどうかの特段の事実認定をすることなく、商業捕鯨禁止に関連する同条約附表諸規定に違反すると判示した。その一方で裁判所は、13対3で、日本が特別許可の発給のための手続的要件を満たしていることを認定した。科学調査の体をなし、調査実施のための手続を満たすと認められる活動が、調査「の目的のため」であるのか大いに疑わしいと裁判所が判断するに至る道筋に、条文上存在しない「(調査の)計画と実施」の合理性の審査があり、この点に判決の大半が割かれている。

ウィーン条約法条約上の条約の基本的な解釈手段をどう組み合わせて適用し、ある解釈を導きだすかは、厳密な科学ではなく技であると広く認識されている。本件で裁判所は、解釈原則自体を揺るがせることなく、目的と手段の合理的な連関を審査して被提訴国の立証不十分と判断し結論を導いた。ここに上述の手続上の決定が少なからず作用したと考えられる。本報告ではまず、原当事国の訴訟戦略を背景として、第三国訴訟参加が判決に及ぼした影響を分析したい。

更に、このような分析を通じ、ICJ 規程63条の運用のあり方への含意を探りたい。ICJ には常設司法裁判所以来の詳細な手続規則があり、その運用をめぐる裁判運営上の知見も蓄積されてきた。しかし、具体的な事件の中で当事国が直面して初めて明らかになる手続上の問題は少なくなく、従前の適用例が希少であれば尚更、当事国の観点からの分析が重要であろう。一般的に規程63条に基づく訴訟参加は、係属中の事件で解釈が問題となる多数国間条約の締約国の権利と解されており、参加宣言の受理可能性の裁判所による判断基準は形式的である。一旦訴訟参加が認められれば、参加国の主張が当該条約条文の解釈に関連する限り、規程や規則上の明文の規律は及ばない。今回原当事国間の訴訟手続上の公平性は、日本が現行の規則を一部超える措置も含め裁判所に要請した範囲において一定程度確保されたが、当事国が訴訟手続中に主張できる範囲は限定される。参加国も判示される条約の解釈に拘束されるという条件の他は敷居の低い63条訴訟参加制度の趣旨を、運用次第で超えかねない現行手続の限界を考察したい。

## 国際司法裁判所判決の国内法秩序における効力

小野 昇平 (東北女子大学講師)

近年、グローバリゼーションの進展によって国際法秩序と国内法秩序が接近 (approximation) し、それに伴い国際裁判所と国内裁判所の交錯 (interaction) とも呼ばれる現象の増加が指摘される中、国際司法裁判所 (ICJ) の訴訟においても、訴訟当事国の国内裁判所判決が国際法違反と認定される事例が続いた。そして、このような ICJ の判決はその履行過程の中で、「訴訟当事国の国内裁判所において、当該 ICJ 判決が国内法秩序において効力を有し、このことを直接の根拠として、国際法違反と認定された国内裁判所判決の再審や再検討を求めることができるか」という問題を引き起こすこととなった。本報告はこのような問題を「国際司法裁判

所判決の国内法秩序における効力」の問題と捉え、そのような国内法秩序における効力の有無を決定する基準を明らかにすることを目的とするものである。

ICJ 判決の国内法秩序における効力の有無は、(それまでも散発的に問題となっていたものの) 2004年のアヴェナその他のメキシコ国民事件 ICJ 判決(アヴェナ事件判決)と2008年の Medellin v. Texas 事件アメリカ連邦最高裁判決において特に大きく問題とされた。また、ICJ 自身も2009年のアヴェナ事件判決の解釈要請事件判決において、自身の判決が国内法秩序において「直接効(direct effect)/直接執行可能性(direct enforceability)」を有する可能性に言及し、さらにその後、2012年の国家の裁判権免除事件 ICJ 判決と、イタリア国内裁判所(2013年フィレンツェ地裁判決、同年トリノ控訴裁判決)によるその履行の過程においても、同様に問題となった。

アメリカおよびイタリアの国内裁判所は、それぞれ ICJ 判決の国内法秩序における効力の問題に直面し、その対応に苦慮した。それは、ICJ 判決の国内法秩序における効力について、これが問題となった事例はこれまでも散見されていたものの、それらの事例から確立された理論を見出すことは困難であったからである。現に、特にアメリカ連邦最高裁の事例に関しては、判決の前から多くの論者がさまざまな主張を繰り返して広げていたが、それらの主張も、結論として ICJ 判決の国内法秩序における効力を認めるもの、認めないものがあるにとどまらず、それぞれの論拠も千差万別であった。

現時点では、特にアメリカにおける議論がある程度出揃い、またイタリアの実行も検討の素材にすることができる。それゆえ本報告では、これまでの実行や種々の主張を整理し、ICJ 以外の国際裁判所判決や安保理決議の国内法秩序における効力についての理論と併せて検討することで、ICJ 判決について、その国内法秩序における効力の有無を決定するために論理的に導出しよういくつかの基準やそれらの相互関係、問題点などを明らかにすることとしたい。

## 国際司法裁判所における原告適格拡大の論理構造 —管轄権基礎からみた民衆訴訟の可能性—

石塚 智佐 (城西国際大学助教)

国連の主要な司法機関である国際司法裁判所(ICJ)が裁判管轄権を行使するためには、紛争当事国の同意が必要である。この同意の表明形態の中で特に広範な管轄権を付与するのが、当事国間の法的紛争に関して一般的強制管轄権を付与する裁判条約と ICJ 規程第36条2項に基づく選択条項受諾宣言である。近年、これら2つの管轄権基礎に基づき ICJ に付託される事件が増加し、また、選択条項受諾宣言国自体も増加している。

そのような状況の下、2014年の南極海における捕鯨事件判決の管轄権・受理可能性判断が注目に値する。本件では、個別的利益が侵害されていない原告オーストラリアが多数国間条約である国際捕鯨取締条約の義務違反を理由に日本を相手取り ICJ に提訴したが、ICJ は選択条

項受諾宣言に基づく管轄権及び原告適格を認めた。この判断の背景には被告日本が異議を唱えなかったこともあるが、選択条項受諾宣言に基づく管轄権認定に関して消極的であった以前までの判断とは大きく異なるものであった。それはどのような理由で異なるのか、そしてその含意は何か。本報告では、現在までの関連判例を分析し、民衆訴訟 (actio popularis) の可能性に着目したうえで、ICJ における原告適格拡大の論理構造を明らかにしたい。

本報告において捕鯨事件判決と並んで特に重要な判例が、2012年訴追又は引渡し義務問題事件判決である。本件では、拷問禁止という対世的義務が問題となっており、原告は拷問等禁止条約裁判条項と両国の選択条項受諾宣言を管轄権基礎として援用していたが、裁判所はあえて管轄権判断が複雑な拷問等禁止条約の裁判条項のみに管轄権基礎を制限していた。また、同条約全締約国が拷問行為の防止と処罰の確保に共通利益を有しているとして「締約国間対世的義務 (obligation erga omnes partes)」を認め、原告の当事者適格を認めた。つまり、多数国間条約締約国間に限定しているものの事実上いわゆる民衆訴訟を認めたと考えることができるのである。

捕鯨事件ではこうした原告適格拡大の傾向に拍車がかかった。裁判所は選択条項受諾宣言に基づき管轄権を認め、その判決文からすると、多数国間条約の締約国間対世的義務の存在を前提としたと思われる。したがって、裁判条項を備えていない多数国間条約の解釈又は適用に関しても、締約国間に何らかの管轄権基礎が存在すれば個別的利益の侵害がなくても ICJ に提訴することが可能となった。そのため、今後も選択条項受諾宣言ないし裁判条約に基づき多数国間条約の義務違反を問う事件が増加すると考えられ、また多くの多数国間条約が有している独自の履行確保手続との関係も問題となるだろう。

原告適格拡大の是非は一つの司法政策判断と言えようが、いずれの場合であっても安易な拡大を防ぐことは必要なのであり、その歴史的経緯を踏まえた拡大の論理構造を明確化・自覚化することが肝要である。

## 国際司法裁判所における救済方法と紛争解決 — 本案判決における差止命令の意義と限界 —

李 禎 之 (岡山大学教授)

国際裁判所は判決において当事国に何を命ずることができるのであろうか？ この司法的救済 (judicial remedies) の問題は、裁判過程と裁判後の紛争解決過程との接点をなす問題であり、国際裁判と紛争解決との関係、とりわけ国際裁判が紛争解決に与える影響を考察するにあたって重要であるにもかかわらず、研究があまり進んでこなかった分野の一つといえる。

この問題について、従来、国際司法裁判所 (ICJ) が本案判決において与える救済方法は、権利義務の宣言 (いわゆる「宣言判決」) がその中心をなしてきたといわれており、このことは国際裁判が判決の強制執行制度に大きな制約を抱えていることを反映しているものと理解で

きる。他方で、近年の ICJ 判決においては、当事国に対して特定の行為（作為・不作為）を命じる救済方法（injunction, 「差止命令」）が増加していることを見てとれる。こうした傾向は、救済方法付与に際しての考慮要因、ひいては、司法機能に関する ICJ 自身の認識に関して、何らかの変化を示唆しているのであろうか。

こうした問題意識のもと、本報告は、司法機能との関連で ICJ における差止命令の意義と限界を考察することをその目的とする。まず、本案判決における差止命令の法的根拠を検討することにより、ICJ に救済方法選択の裁量が認められることを明らかにする。そして、ICJ における差止命令の類型とそれらの裁量的選択に際する考慮要因を、国家責任法における救済方法の内容である賠償（reparation）と義務履行請求（違法行為中止および再発防止保証）とに大別した上で分析していく。そこでは、本案判決における差止命令の有する機能を ICJ 自身が司法機能を如何に捉えているのかを投影するものとして検討することで、近年の裁判例が、紛争解決に関連して相互に関連する二つの方向で自らの司法機能を拡張的に捉える ICJ の傾向を示していることを確認する。

以上の考察を通じて、ICJ における救済方法としての差止命令が、紛争解決の考慮（「賠償」としての位置づけ）のみならず、裁判の履行確保手続化（「義務履行請求」としての位置づけ）をも反映していることを指摘し、国際裁判の現代的機能展開の一端を明らかにしたいと考える。

## 紛争解決方式の一つとしての国際裁判 —戦争との対比において—

柳原正治（九州大学教授）

本報告は、紛争の解決方式として、国際裁判（仲裁裁判と司法的解決）がどのような位置づけを与えられてきているかの歴史的変遷を、戦争との対比において、分析しようとするものである。

まず、正戦論を唱えたグロティウス、ヴォルフ、そしてヴァッテルにおいて、戦争や「仲裁」がどのようなものとしてとらえられていたかを検討する。

その後の状況は複雑である。一方では、国家の戦争に訴える無制限の権利は法の領域外の道徳と政策の問題である、とする考えが存在していた。他方で、戦争を「国家間の訴訟」、すなわち、国際的正義や制裁の制度がないなかで権利侵害の救済を得る方式とみなす考え、さらには、紛争の平和的解決方式がすべて尽くされた後の、最後の手段として戦争をとらえるという考えが、多くの学者によって支持されていた。ただ、第1次世界大戦までの時期において、戦争の位置づけについて、理論の上でも、国家慣行の上でも、一つの見方が圧倒的に支配的であったといえるような状況ではなかった。

19世紀末ぐらいから、常設仲裁裁判所が設置され、多数の二国間仲裁裁判条約が締結されていくにつれて、さらには、司法的解決（司法裁判）の制度が導入されていくなかで、紛争解決

方式としての国際裁判の有効性についての議論が、とくに戦間期において、何人もの学者たちによりなされていった。一方では、国際裁判は、国際紛争を解決するための、戦争に代わる「万能薬」であるとみなす考えが唱えられた。他方で、すべての、あるいは、一定の種類（たとえば、「死活的な利益に関わる」）国際紛争は、国際裁判（または、司法的解決）による解決に本来的に適していないとの見解も唱えられた（「裁判に付しうる紛争」と「裁判に付しえない紛争」、「法律的紛争」と「政治的紛争」の区別など）。そうした見解が根拠とするのは、(1) 裁判で適用できる法が欠如している、(2) 国際裁判の裁判官の構成をどのようにするかは容易には解決されない、(3) 国際裁判によっては紛争の最終的な解決が図られないこともある、(4) 明示的な同意を与えない限り、裁判をすべて拒否できる、国家の無制限の自由が存在している、(5) 現行法ではなく、「平和的変更」が問題となっている場合がある、などであった。

第2次世界大戦後、武力不行使原則が確立し、あらゆる戦争が違法とみなされるなかで、紛争解決方式の一つとしての国際裁判の地位は揺るぎないものになったかのようにみえるかもしれない。しかしながら、とりわけ司法的解決にはなおかなりの数の、技術的および本質的な問題点が残されているという事実を見逃してはならない。国際裁判は「戦争を防止する手段ではなく、平和の産物（a product of peace）にほかならない」というとらえ方が、現在の国際社会においても妥当していると言わざるを得ないのかが問われている。